

入 札 公 告

福島県立あだち支援学校本宮校舎複写サービスの供給について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

福島県教育委員会教育長 大沼 博文

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 福島県立あだち支援学校本宮校舎複写サービスの供給
- (2) 履行箇所 仕様書のとおり
- (3) 履行概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで
ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削減があった場合、発注者はこの契約を解約できるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条（昭和 22 年政令第 16 号）の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。
- (5) 福島県内において本公告に示した仕様に合致した業務又は本業務と同等の業務について過去 5 年間に履行実績があり、かつ、仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- (6) 福島県内に本店または支店・営業所を有し、かつ、当該複写サービスの供給に係る複写機の保守及び消耗品の供給に速やかに対応できる体制を整えている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び関連資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和7年3月5日（水）午後5時15分まで

(2) 提出場所 郵便番号 960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁特別支援教育課

電話 024-521-7765

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

(1) 期 間 公告のあった日から令和7年3月5日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場 所 3の(2)に掲げる場所に同じ

上記のほか福島県教育委員会ホームページにおいても公開する。

5 入札方法等

(1) 入札形式 郵送による。

(2) 入札方法 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により行うものとし、

令和7年3月19日（水）午後5時15分までに以下の場所に必着とする。

郵便番号 960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁財務課

電話 024-521-7758

(3) 開札日時 令和7年3月21日（金）午前10時20分

福島県庁西庁舎4階 教育総務課分室

（福島県福島市杉妻町2番16号）

(4) 問合せ先 3の(2)に掲げる場所に同じ

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効等

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、効力が生じる。

(4) 複写サービス料金の支払方法

複写サービス料金の支払いは、落札単価に利用枚数を乗じた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)により行うこととする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他詳細は、入札説明書による。

(7) 本公告に関する問い合わせ先

福島県教育庁特別支援教育課

電話番号 024-521-7765

ファクシミリ 024-521-7967

電子メール k.tokubetsushien@pref.fukushima.lg.jp